

令和5年度 第2回第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会議事録

日 時： 令和5年9月28日（木）午後1時30分～

場 所： 豊川市役所 本31会議室

出席者：大高 博嗣 （豊川市身体障害者福祉協会 会長）

佐竹 良明 （豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会 会長）

細井 方恵 （豊川市知的障害者育成会 会長）

中村 道代 （豊川市肢体不自由児（者）父母の会 会長）

小林 秀行 （豊川市精神障がい者家族会むつみ会 副会長）

戸苅 貴子 （豊川市民生委員児童委員協議会 理事）

野村 公樹 （豊川市ボランティア連絡協議会 会長）

柘植 仁美 （豊川市社会福祉協議会 障害福祉課長）

斎藤 登 （豊川市社会福祉施設協会 監事）

安形 俊久 （一般社団法人豊川市医師会 理事）

加藤 裕美 （愛知県豊川保健所 健康支援課長）

丹羽 武明 （愛知県東三河福祉相談センター 地域福祉課主幹）

田中 清仁 （豊川公共職業安定所 所長）

木和田 聰哉 （豊川市子ども健康部長）

小島 基 （豊川市福祉部長）

欠席者：都築 義弘 （豊川市ろう者協会 会長）

鈴木 能成 （愛知県立豊川特別支援学校 校長）

小田 敦子 （豊川市教育委員会 学校教育課指導主事）

事務局：吉田 信 （豊川市福祉部障害福祉課長）

加藤 慎太郎 （豊川市福祉部障害福祉課課長補佐）

松田 佳久 （豊川市障害福祉課障害福祉係長）

大橋 和輝 （豊川市障害福祉課障害福祉係）

傍聴人：1名

次第

1 議題

- (1) 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定のためのアンケート調査及び団体ヒアリング調査の結果報告について
- (2) 第7期豊川市障害福祉支援計画等素案について
- (3) 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定スケジュールについて

2 その他

3 連絡事項

1 議題

事務局	<p>○定刻となりましたので、ただいまから、第2回第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、策定委員会にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして資料の確認をお願いいたします。</p> <p>事前に送付させていただきました事前資料①～事前資料④、本日机上に置かせていただきましたのが次第と席次表、当日資料となります。資料が足りない方はございませんか。</p> <p>なお、本日、ご都合により、愛知県立豊川特別支援学校の鈴木委員、豊川市教育委員会の小田委員は欠席されております。</p> <p>早速ですが、会議の進行を委員長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
斎藤委員長	<p>○議事の方、進めさせていただきます。本日は、非常に暑い中、ご多忙中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、今回からご出席いただいております視覚障害者福祉部会の佐竹委員様、公共職業安定所の田中委員様お二方よろしくお願ひいたします。</p> <p>早速であります、お手元の次第の議事に入らせていただきます。</p> <p>初めに本日の策定委員会は、委員会設置要綱第5条第3項により委員の過半数以上の出席が必要でございますが、本日は成立いたしております。</p> <p>次第にございますように、アンケート調査、ヒアリング等の結果報告と、協議事項がありますが、計画策定に向けた計画の素案について事務局からご用意いただいております。これに沿ったご意見を頂戴したいと思っております。</p> <p>なお本日の会議は3時頃を目安といたしております。限られた時間でございますが、多くの委員の皆様からの積極的なご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>それでは、まず議題1の報告事項といたしまして、第7期豊川市障害福祉支援計画等策定のためのアンケート調査及び団体ヒアリング調査の結果報告について事務局より報告、説明をお願いいたします。</p>

1 (1) 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定のためのアンケート調査及び団体ヒアリング調査の結果報告について

事務局	<p>○事務局より説明をさせていただきます。私、障害福祉課の大橋と申します。では、事前資料①と②をご覧いただきながら、計画策定のためのアンケート調査及び団体ヒアリング調査の結果について報告いたします。</p> <p>初めに、事前資料①「アンケート調査結果報告書」について説明をさせていただきます。資料①の2ページをご覧ください。このアンケート調査は、本計画の策定にあたり、各種政策の基礎資料として活用することを目的とし、郵送とインターネットにて実施をいたしました。</p> <p>令和5年6月1日現在を基準日とし、調査期間は令和5年6月7日から6月28日。調査対象は、障害者、障害児、事業所に分けて行いました。</p> <p>障害者向けアンケートは、豊川市に居住する障害者手帳所持の方を対象に、生活実態やサービスの利用状況、今後の政策ニーズなどを把握することに重点を置いた内容としており、無作為に抽出した2,000人の方を対象に実施し、合計1,132人の方から回答がありました。回収率は、前回の調査時から3%程度上昇しております。回答の傾向として主なものをいくつか紹介いたします。</p> <p>資料の中、43ページをご覧ください。問19「あなたは次のサービスを利用していますか」という質問で、右側44ページにグラフで、現在の利用状況が、サービスごとに順に上から並べてあります。</p> <p>居宅介護、生活介護、就労継続支援A型・B型、相談支援の現在の利用状況について、利用していると回答した方の割合が高くなっています。特に相談支援につきましては、全ての障害種別において高い利用状況となっております。</p> <p>なお、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用も高い割合となっておりますが、本市での障害福祉サービスの支給決定の状況と比較しますと、実際の利用者数は、生活介護と比べてかなり少ない状況があります。</p> <p>高い割合となっている理由としては、回答された方が障害福祉サービスではない訓練と名のつく活動の利用のようなことと捉えて、回答した可能性が高いのではないかと考えております。</p> <p>51ページをご覧ください。こちらは「サービスについて、今後利用したいと考えますか」との設問への回答の集計結果で、療育手帳の所持者の方の利用意向を掲載しております。サービスの利用を増やしたいと同じぐらい利用したいと回答した方の割合が最も高かったのは、やはり相談支援です。続いて、共同生活援助、グループホームの利用意向も高くなっています。</p> <p>このグループホームについては、今後「利用を増やしたい」と回答</p>
-----	---

した方の割合が全項目の中で一番高くなっています。親亡き後にグループホームで生活をしてほしいという声をお伺いすることもあり、グループホームの利用意向が高くなっているということが、アンケート調査からも見て取ることができます。

52ページ、精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況を説明いたします。利用を「増やしたい」、「同じぐらい利用したい」と回答した方の割合は、相談支援について、就労継続支援A型・B型、その次が就労定着支援となっており、就労系サービスの利用意向が高いことがわかります。また、自立訓練それから就労移行支援、生活介護といった、通える場所へのサービスが多くなっています。

次に障害児の方を対象としたアンケートについて説明させていただきます。

こちらは豊川市に居住する18歳未満の児童通所支援サービス利用者の方を対象に、障害者を対象としたアンケートと同様、生活実態やサービスの利用状況、今後の政策ニーズを把握するためにアンケート調査を実施いたしました。口頭で説明させていただきますが、669名のサービス利用者を対象といたしまして、299名の対象者から回収をしております。アンケートの回収率は44.7%となっています。

58ページをご覧ください。対象となる利用者の保護者の方にご回答いただいたものが多かったですが、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型やグループホームを初めとした成人した後に利用が想定されるサービスについて、利用を増やしたいと回答した方が多いことがわかります。

障害のあるお子さんの成人後の充実した生活に向けて、意識を向けていらっしゃる方が多いことを見て取ることができます。手帳所持者の方やサービスを利用されている方の中から、利用意向の高かったものを、これから策定する本計画の見込量に反映していくべきと考えます。

事業所を対象としたアンケートについて説明させていただきます。
104ページをご覧ください。

こちらは、市内の障害福祉サービス事業所83ヶ所を対象とし、57ヶ所から回答をいただきました。

内容につきまして、続いて108ページをご覧ください。

サービスを提供する事業所の新規に開設予定について、令和5年度以降の予定を伺ったものです。新規開設などの予定のある事業所については、サービスの見込量に追加して、数値設定を行わせていただきます。グラフをご覧になつていただきますと、「新たに実施するサービスはない」と回答した事業所が大半でしたが、数は少ないながらも、共同生活援助や就労継続支援B型等のサービスを、新たに豊川市内で開設しようという予定の事業者があることが確認できます。

110ページをご覧ください。新たに事業を実施する予定のある事

業所がある一方で、「施設事業所の経営上の課題」を伺った設問では、「従事者の人員確保が困難」と回答した事業所が78.9%に上りました。前回の計画策定時の調査では71.1%であったことから、依然として従事者の確保が各事業所での課題であることがうかがえます。

111ページの問8の項目をご覧ください。サービスの質の向上のための事業所の取り組みをお伺いしましたが、中ほど、「権利擁護や虐待防止に係る委員会等の開催やマニュアルの作成」に取り組んだ事業所の割合が64.9%となっています。

前回策定時の調査では48.9%でしたが、令和4年度から、各事業所において虐待防止委員会の設置が義務化されたことなどが影響していると考えられます。各事業所においては、厳しい経営上の課題に対応しつつも、国の法改正等によって求められる事業所の運営体制の確保にも取り組んでいることが分かります。以上の事業所を対象としたアンケートも、サービスの見込量の設定の際に検討させていただきます。

その他、表に戻っていただきまして、表紙の裏面の目次をご覧ください。ページ数とともに記載がある、目次をご覧いただければと思いますが、このアンケート調査結果の報告書は、I（1）からIV（4）まで大きく項目がございます。

アンケートの内容については、ボリュームが多いため、他の項目ごとの説明は割愛させていただきますが、対象となる方の生活の状況や、サービス事業所の現在の状況等について、ご覧の項目で調査を行いました。

121ページをご覧ください。こちらが4番の項目で、「その他・自由意見」の項目ですが、こちらにはその他の回答をまた自由記述として、ご回答いただいた方の率直なご意見や生の声を求めています。補足として、122ページの真ん中の問6や、下段の問7は、色付きで、「その他」という記載がございますが、こちらについては、調査票の選択肢において「その他」の項目がございまして、この「その他」の自由記述欄に記載のある項目を抜粋したものです。123ページ以降も同様です。

以上3種類のアンケートの調査結果を参考にし、計画策定を進めてまいります。また、項目によってはグラフ等を一部抜粋し、本計画に掲載する予定です。

続きまして、事前資料の②「団体ヒアリング調査結果報告書」をご覧ください。

こちらはまず2ページ目の調査結果の概要をご覧いただけたらと思います。こちらの調査につきましては、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などについて市内6団体様からの意見を把握し、計画策定の資料とするために、ヒアリング調査を

	<p>実施し、活動に当たっての課題や問題点今後の団体の方向性、分野ごとの課題と必要なサービスについてご意見をいただきました。</p> <p>12ページの問8の「第4次豊川市障害者福祉基本計画」の分野別の方針について、特に重要と思われる分野をお伺いした設問がございます。</p> <p>この12ページの設問では、「災害・防犯対策」、「理解促進、差別の解消及び権利擁護」等、9つの分野ごとに率直なご意見を頂戴しております。</p> <p>各団体の皆様におかれましては、ご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に、ボランティア団体への調査について、調査の目的や項目、期間は、障害関係団体と同様です。市内で活動される障害関係ボランティア団体の25団体に調査シートを配布し、うち15団体から回答をいただきました。</p> <p>これらの団体ヒアリング調査結果の報告書につきましては、障害のある方やそのご家族の方、障害福祉に関わりのある方から頂戴した貴重なご意見として、計画策定に生かしてまいります。</p> <p>しかし、こちらの計画書への反映につきましては、全ての文章が掲載されるというわけではなく、抜粋させていただくことになります。</p> <p>いただいたご意見は、まずは頂戴させていただきまして、計画に関わらず、このようなご意見があったということを共有させていただきたいと思っております。</p> <p>アンケート調査結果及び団体ヒアリング調査結果の報告は以上となります。</p>
斎藤委員長	<p>○ありがとうございました。事務長から説明がありました報告につきまして、ご質問ご意見等ございます方はご発言をお願いいたします。 (質問等無し)</p> <p>よろしいでしょうか。ではご質問ご意見がないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。</p>

1 (2) 第7期豊川市障害福祉支援計画等素案について

事務局	<p>○この素案につきましては、第1章から第3章につきましては協議事項とし、第4章と第5章につきましては、どこまでの数字を掲載するかの方針等が定まっておりませんので、あくまで作成途中となっております。</p> <p>今回は計画の構成を確認していただき、次回の策定委員会で内容を協議していただくということでご了承いただきたいと思っております。</p> <p>それでは事務局の松田より、「第7期豊川市障害福祉支援計画等素案について」、御説明をさせていただきます。</p>
-----	---

事前資料の③－1の現時点での計画案、事前資料③－2計画案策定のポイントをまとめた資料を用いまして説明をさせていただきます。

最初に、今回の計画案の概要を説明させていただきます。資料は、③－2をご覧ください。

計画案の策定を進めるにあたりまして、基本方針として、原則第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画の基本方針については、現行の第6期豊川市障害福祉支援計画及び第2期豊川市障害児福祉支援計画の内容構成をベースとしながら、改正後の国の基本指針に即して作成をしてまいります。

作成に当たりましては、上位計画である第6次豊川市総合計画や関係諸計画との整合性を図りながら、今後の障害福祉サービスなどの目標値の設定や見込量などを定めてまいります。では、本計画案策定のベースとなります、現行の第6期豊川市障害福祉支援計画及び第2期豊川市障害児福祉支援計画からの主な変更点についてお伝えをいたします。

まず一つ目としまして、国の基本方針に即して、成果目標の見直しを行うということ。二つ目としまして、国の基本指針に即して、活動指標、実際のサービス等の見込量の見直しを行うこととなります。

計画案の構成について、具体的にどのような構成で行うかということを章立てで説明をさせていただきます。

資料中段、「計画案構成について」をご覧ください。

今回、事前資料としてお渡しをしております、事前資料③－1の計画案ですが、6月に開催をいたしました第1回の策定委員会でお示しした骨子案が骨格となって構成されています。

次に、内容について章立てで説明させていただきます。第1章「計画策定にあたって」では計画案1ページから3ページで、計画の策定について計画策定の趣旨及び背景を記載させていただきます。内容といたしましては、本計画が第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画であり、障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づいており、2ページにお示しをしております、関係法令や国の制度の直近の動向を踏まえて計画を策定するというように、国の法的なものに基づいているということを明記させていただきます。

「3 計画の位置づけ」、「4 計画の期間」とし、本計画を第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画に位置づけ、関係する市の各種計画との整合性を図るということ。また、計画期間は3年で見直しを行いますが、期間中は適宜見直しを実施するというところを、位置づけと期間として記載をさせていただきます。

次に「6 計画の策定過程」ですが、障害者やその家族等の参画により、計画の策定を進めるということを記載させていただきます。

第2章「豊川市の現状」では、統計データや各種調査結果、障害福

祉サービス等の実績、事業の進捗状況を総合的に勘案し、豊川市の障害者支援政策の課題と方向性を示すために、統計や障害者への意識調査から見た現状や団体ヒアリングからわかる現状をまとめたページとなります。

計画案8ページから16ページの統計から見た障害者の状況これに続く障害者への意識調査から見た現状、団体ヒアリングから見た現状につきましては、現行計画では同時期に作成をいたしました第4次豊川市障害者福祉基本計画に同様の記載があったため、省略されていましたが、今回は最新の情報に改めて本計画に掲載をしております。

前回計画の進捗状況、障害福祉サービス等の提供状況は、現行計画における実績を確認し、次期計画に向けた検討材料とするものです。

第3章は、「計画の基本的な指針」ということで、まず基本理念を記載いたします。これは第4次豊川市障害者福祉基本計画の基本理念であります。ノーマライゼーション、リハビリテーションそれから、ユニバーサルデザインの理念を踏襲しているということ、それから、基本理念の「1人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」というのが、これらの基本理念や国の共生社会の考え方方に則った目標であるということで、記載をさせていただきます。

第7期障害福祉支援計画等の基本的事項といたしまして、(1)から、(4)まであります。

(1) 障害福祉支援計画等における国の基本的事項、これは国の基本指針に記載されています。障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約してあります。(2) 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方、(3) 相談支援提供体制に関する基本的な考え方、(4) 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方、これらの3つにつきましては、国の基本指針を受けて、豊川市の実情に合わせた考え方を掲載します。

続きまして、第4章・第5章に移ります。これらの二つの章につきましては、今回の委員会では協議事項から外させていただきますが、構成をしていく上での確認の意味で触れさせていただきます。

第4章は「計画の目標値と見込」ということで、項目を順に確認いたします。

1、「豊川市におけるサービスの構成」、豊川市では、どのようなサービスが行われているかを掲載します。豊川市でどのようなサービスが行われているかというものを体系的に図解したものになっておりますが、今回、就労選択支援のサービスが追加されております。

2、「目標値の設定」、目標値の設定につきましては、国の基本指針に基づいた目標値で、国の方針と具体的に豊川市の目標値がどうなるかを掲載させていただきます。

3、「障害福祉サービスの見込量と確保策」、4、「相談支援の見込量

と確保策」、5、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、6、「発達障害者等に対する支援」、7、「相談支援体制の充実強化のための取組」、8、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」、9、「障害児支援の見込量と確保策」、10、「地域生活支援事業の見込量と確保策」となります。

それぞれ国の基本指針の基本的な考え方をもとに、見込量を設定し、その確保策を掲載いたします。内容につきましては、次回の策定委員会で案を出させていただきます。

そして、最後の第5章、こちらは「計画の推進体制」としております。計画の推進、それから計画の周知、情報提供、計画の点検評価ということで、前回、国のP D C Aサイクルのマニュアルが提示されておりまして、どのように計画を点検評価していくかということが示されておりますので、それに則って掲載をしてまいります。

具体的な計画書素案について説明をさせていただきます。資料につきましては、事前資料の③-1、計画書案をご覧ください。

今回は、第1章から第3章まで説明をさせていただきます。「第1章 計画の策定にあたって」をご覧ください。こちらは計画策定の趣旨と背景を記載しております。「1 計画の策定について」、「2 障害者福祉に関する関連法令の動向」ということで、関連法令、国の制度についての動向を簡単にまとめて記載しております。3ページの「計画の位置づけ」というところで、先ほど第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期障害児福祉支援計画と位置づけるというふうに申しましたが、それが中ほどの図で示してございます。

ここで1点、訂正を入れさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんが、こちらの図についての誤りがございました。本日、「当日資料」としまして、正しく改めたページを皆様の机の上に用意させていただきましたので、申し訳ありませんが、そちらの資料をご覧いただきたいと思います。

図の中の真ん中よりも少し上、第4次豊川市地域福祉計画という囲みがありますが、その中に黒く四角い囲みがありまして、そこに第4次豊川市障害者福祉基本計画、また第7期豊川市障害福祉支援計画、それから第3期豊川市障害児福祉支援計画と記載をさせていただき、位置づけをいたします。これは、障害福祉計画は障害者福祉計画の実務計画となっているためです。また、その下には「豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、それから「とよかわ健康づくり計画」、「豊川市教育振興基本計画」が、そして一番上には「第6次豊川市総合計画」が記載しております。これらの計画と整合性を図り、右側には愛知県計画で「あいち障害者福祉プラン」とありますので、それらとも関係を持ちながら進めています。

資料6ページをご覧ください。こちらは、障害者福祉基本計画は6年間を期間としておりますが、今回策定する両支援計画の期間は、令

和6年度から令和8年度までの3年間といたします。

資料7ページ、計画の策定体制ということで、皆様にご出席いただいております本策定委員会、またアンケート調査の実施や、障害関係団体様のヒアリング調査の実施により策定を進めてまいります。

続きまして、第2章で8ページをご覧ください。

「第2章 豊川市の現状」、8ページから16ページまでが、「1 統計から見た障害者の状況」のページとなり、一部を除き、平成26年から令和5年までの10年間の推移を掲載しています。

ここで一点注意点がございます。8ページから10ページの身体障害者手帳所持者に関する推移のグラフをご覧いただきますと、令和5年度の手帳所持者数が大きく減っているということがお分かりいただけると思います。これは令和4年度までの身体障害者手帳所持者数に算定誤りがあることが判明をし、これを令和5年度から、正しくしたということが理由となります。その他、結果の内容の詳細な説明は割愛しますが、知的障害、精神障害、特別支援学級に在籍される児童生徒数の推移について、右肩上がりに人数が増加しているということがお分かりいただけるかと思います。

17ページ「2 障害者への意識調査からみた現状」、18ページ「団体ヒアリング調査からみた現状」をご覧ください。

こちらは先ほど議題、(1) 報告事項として、大橋の方から説明をさせていただきましたアンケート調査及び団体ヒアリングの調査結果報告書から、一部抜粋して、グラフ等を掲載する予定であります。

19ページから23ページの「前回計画の進捗状況」、24ページから29ページの「障害福祉サービス等の提供状況」、どちらの項目につきましても、現行計画である第6期豊川市障害福祉支援計画及び第2期豊川市障害児福祉支援計画において設定された目標値や見込量に対して進捗状況を記載したページとなります。23ページからの「前回計画の進捗状況」につきましては、前回計画で設定した目標値の進捗状況をまとめております。項目としては、(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行、(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実、(4) 福祉施設から一般就労への方法など、(5) 障害児支援の提供体制の整備等、(6) 相談支援体制の充実強化等、(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築となります。

現状値につきましては、一部令和5年度は見込値もございますが、記載をさせていただきました。

24ページから29ページにつきましては、「障害福祉サービスの提供状況」としまして、令和3年度及び令和4年度の実績を同様に記載させていただきました。

24ページの実績については、各年度1ヶ月あたりの実績は、これまでの計画を含め、3月分の実績として、計画では取り扱われており

ます。令和3年度及び令和4年度の実績については、コロナ禍における新型コロナウイルス感染症予防対策等の影響を受けているサービスもあります。

それ以外の詳細の説明は割愛をさせていただきます。

最後に30ページの第3章をご覧ください。第3章は「計画の基本的な指針」をお示ししています。

「1 基本理念」ということで、第4次豊川市障害者福祉計画の基本理念と3つの考え方が図で掲載してあります。

障害者福祉計画というのは、障害者政策全般にわたる方向性を表す計画であって、障害福祉計画は、サービスの見込量を明らかにする実施計画であるため、理念や目標というものは、障害者福祉計画との整合性を取るということで、こちらを掲載させていただいております。

ページめくっていただきまして、基本的事項といたしましては、31ページをご覧になってください。「2 第7期障害福祉支援計画等の基本的事項」ということで、(1)から(5)までありますけれども、(1)は国の基本指針に記載されている障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項の要約となっております。

(1)の国の基本的事項の①から⑥の各項目の内容の変更点について抜粋して説明させていただきます。

32ページ最上段の「④地域共生社会の実現に向けた取組」についてご覧ください。

今回からは、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用を含めて検討し、包括的な支援体制の構築の推進に取り組むことが追加されています。なお、本市では重層的支援体制整備事について、令和5年4月から本事業への取り組みを開始しています。

続いて、同ページ最下段の「⑥障害福祉人材の確保」をご覧ください。今回より、障害福祉サービスの提供体制確保と併せてそれを担う人材の確保とともに、“定着”を図る必要があることが追加で明記されています。

この他今回から追加で記載された事項として、「職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に係者が協力して取り組むこと。」があります。事業所の抱える課題が具体的に明文化され、取り組むよう求められています。

次のページ、33ページをご覧ください。

「⑦障害者の社会参加を支える取組」においては、障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえて支援する際に、追加で「文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康に暮らすことが出来る社会

を目指すことが重要」記載とされています。

更に“特に”と記載されたこととして、「障害者文化芸術推進法」を踏まえて、「文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、」という部分が追加されています。これにより、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、文化・芸術活動を充実させることが書かれております。

その他、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するためには、根拠法令を踏まえて、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ることとされており、通信技術を活用したコミュニケーションをはじめとして、時代に合わせて障害者を支援することが求められています。以上が、国的基本的事項において主に変更のあった箇所です。

34ページをご覧ください。(2)につきまして、「障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方」ですが、国的基本指針を受けて豊川市の実情に合わせた考え方を掲載しています。

こちらも主な点を抜粋して説明させていただきますが、「③グループホームなどを充実して施設入所から地域生活への移行を推進します。」について、地域生活支援拠点等の整備だけでなく、その機能の充実を図ることが求められており、コーディネーターの配置や地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用や関係機関の連携等を進めて、効果的な支援体制の構築が具体例として挙げられています。

続いて、次ページ「⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制を充実させます。」においては、適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズの把握、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域支援の開発等により、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ることが追加で記載されています。

また、強度行動障害を有する障害者、高次脳機能障害を有する障害者、難病患者の分けがあり、それぞれのニーズ把握や支援体制の整備について具体的な記載が基本告示には追加で書かれています。

次ページ「(3)相談支援の提供体制に関する基本的考え方」につきましても、障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方ですが、国的基本指針を受けて豊川市の実情に合わせた考え方を掲載しています。

「①相談支援体制の充実・強化」については、前回計画においては、相談支援体制の構築とされておりましたので、今回更に機能の強化が求められていることが分かります。令和6年4月から基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに基幹センターの業務が明確化され、地域における相談支援体制の充実・強化が図られることになります。

	<p>また、「③協議会の活性化」についても、前回は協議会の設置等とされていましたので、こちらも機能の強化が求められています。障害者の支援体制の整備の取組を着実に進めるため、令和6年4月から、協議会の構成員に対して協議会における個別事例の検討にあたっては、協議会の構成員に対して守秘義務が課され、関係機関に対しても協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなりました。協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要とされています。</p> <p>また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要とされています。</p> <p>次に37ページをご覧になってください。</p> <p>「(4) 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方」ですが、国の基本指針を受けて豊川市の実情に合わせた考え方を掲載しており、①地域支援体制の構築、③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、次ページの⑤障害児相談支援の提供体制の確保において、どの項目にも“児童発達支援センター”に求められる機能の記載が追加されております。</p> <p>「①地域支援体制の構築」をご覧いただきますと、児童発達支援センターを、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置付け、障害児通所支援の体制整備を図り、児童発達支援センターの支援機能を踏まえて、市において重層的な支援体制を整備するとされています。また、こどもの専門部会を協議会のもとに設置し、関係機関等の有機的な連携のもとに地域における支援体制の整備を行うことが求められています。</p> <p>また、「③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」では、児童発達支援センターが地域におけるインクルージョン推進の中核機関となることが記載されており、「⑤障害児相談支援の提供体制の確保」では、児童発達支援センターに、「気付き」の段階を踏め、地域の発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められており、その役を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要とされています。</p> <p>以上を紹介しました。国の基本指針に基づきまして、本計画を策定してまいります。</p> <p>協議事項として第3章までの説明とさせていただき、素案につきましては以上となります。</p>
斎藤委員長	○ありがとうございました。事務長から説明がありました報告につきまして、ご質問ご意見等ございます方はご発言をお願いいたします。
野村委員	○すいません何点かちょっとお伺いしたいんです。最初に質問すればよかったですかもしれませんけど、事前資料①に自由意見というのがたくさん出ております。これ非常に大切で、たくさん載ってるなと思ってたんですけど、これは計画対して反映はされないんですよね。

事務局	<p>○説明させていただきます。</p> <p>一切反映しないということではもちろんなく、基本的には計画に反映するものは、グラフの一部抜粋にはなってきます。その他、文言を記載する箇所もございますので、その他見込量、確保策等を記載させていただく際に、御意見等を参考にしながら、こちらで策定を進めていけたらと思っております。</p> <p>直接の記載というところでは、反映することがなかなか難しい部分もあるかとは思います。</p>
野村委員	<p>○それはわかりますけど、障害ということに抵抗感を持った方がみえて、結構いろんな市でも「障害」の「害」を使うのを避けているところもあります。そういう部分の討議だとやっぱり必要かなと思っています。</p> <p>そこら辺について、質問者がいることから、こうやって考えていきたいとか回答が必要と思います。</p> <p>また、グループホーム等で、人材がいないからできないというような意見も載っていました。</p> <p>計画の中に現状高齢化で人材不足が考えられる部分があります。</p> <p>特に、手話通訳の設置の部分で、資料3の28ページに手話通訳の設置事業者数が2名体制と載っていますが、実質的には1人しかいません。採用を呼びかけても、資格を持った人は、若干15人ぐらいしかいないので、非常に限定される中での採用募集になっています。</p> <p>計画では2と書いてありますが、実質1と、なかなか採用できないという現実があるということで、他のことでも計画は入れたけど、実質的にそういう職員がいなくてできないという現実が出てくるんじゃないかなと思っています。そこら辺は計画に含まれるのかどうか。以上です。</p>
事務局	<p>○まず、1点目の「障害」の「害」の字につきましては、第4期の計画の目次の部分に、「本計画では団体等の固有名詞を除き障害の表記を統一的に用いています。これは障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものでなく社会における様々な障壁と相対することによって称するものとする社会モデルの考え方を踏まえたものです」ということで、このように整理して載せさせていただいておりました。今回につきましても、同様に考えていきたいと思いますので、もしよろしければこのまま、第6期のこの文言を目次の下とかに表記させていただければと思います。</p> <p>2点目、グループホームにおいて支援する側の人材につきましては、高齢と障害が同じ福祉にはなりますが、障害がある方となりますと、十人十色かなと思いますが、特性がございます。</p> <p>特性のある方の支援というふうになりますと、実際に支援されている方とヒアリング等々でお話をさせていただいておりますが、特に専門資格がある方ばかりではないと思います。</p>

	<p>支援という名のもとに、実際にどのように支援したらしいか。また、グループホーム内なり会社の方針等を色濃く反映し、そのベクトルということでは、これに基づいて支援していくんだということが固まってないような気もしております。</p> <p>豊川市ということで考えたときに、地域で支援の質を高める必要はあると思っています。実際に自立支援協議会等が主になって、人材の育成としてプロジェクトも組んで進めているところです。</p> <p>計画について、人材育成ということで、まず初任者3年目までの福祉事業に勤められた方の研修を、協議会を通して地域として行う。そして、中堅の研修も実施しています。これらを計画に、落とし込んでいきます。</p> <p>さらに、定着というところもとても大事だと思っています。</p> <p>働きやすい環境が支援者にあるのかどうかというところで、例えば職員が受けるハラスメントなどの問題がありながら、働かれている方も多いのではないかと感じています。そういったところもフォローしながら、支援の質を高め進めていきます。そのような表現を計画の中に入れていきたいと考えています。</p> <p>28ページのところの手話通訳の設置率が、現在2人を目標ということで計画をさせていただいております。</p> <p>実際先ほどの御指摘の通り、資格要件もあり、1人しか実績としてはいないという状況になっております。計画上の2人となるように確保の方で考えていきます。</p> <p>現状は、1人しか設置できていないという状況となっております。</p>
斎藤委員長	<p>○自由記載で、かなり貴重なご意見があります。なかなか全て反映できないと思いますが、こういった意見をそのまま反映できればいいですが、無くなってしまう、このまま終わってしまうっていうのは非常にもったいないことがあります。</p> <p>利用者、障害者、それからご家族等の切実な意見でもありますので、関係行政機関あるいは関係福祉事業所、協議会、あるいは相談支援事業所等の中で共有していくということで、障害者あるいはご家族等に何らかの働きかけをしていくというような取り組みをしたらどうかと思います。</p> <p>その他、ご質問ご意見等ございます方はご発言をお願いいたします。 (質問等無し)</p> <p>では、ご質問ご意見がないようでございますので、今回の素案につきましては現在で第6期計画の実績を踏まえて、さらに一層充実に向けて、内容が発展しているということをよく理解させていただきました。</p> <p>次回具体的な数字等でまたご協力いただくことになるかと思います。</p> <p>次の議題に移りたいと思います。議題3の連絡事項といたしまして、</p>

	「第7期豊川市障害者福祉支援計画策定スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。
--	---

2 (3) 第7期豊川市障害者福祉支援計画策定等スケジュールについて

事務局	<p>○「第7期豊川市障害者福祉支援計画等策定スケジュールについて」、事前資料④を用いて説明させていただきます。</p> <p>第1回の策定委員会にてお渡ししましたスケジュールを最新の情報に改めたものです。資料上段に大きな変更点はございませんが、資料の下の部分にあります、策定委員会第2回以降の日程についてお伝えいたします。</p> <p>第3回と第4回の策定委員会の日時が決まりましたので、お伝えさせていただきますが、次回、第3回は11月9日木曜日13時半から、第4回は2月7日水曜日13時半からの開催となりました。委員の皆様におかれましては、ご予定の確認をお願いいたします。</p> <p>次回第3回は各計画において、今回作成中となっている部分も含め、パブリックコメント実施に向けた計画案を提出いたしますので、内容について、策定委員会でご意見をいただくことになります。次回の会場につきましては、この本31会議室ではなく、本34会議室となっておりますのでご注意ください。以上でございます。</p>
斎藤委員長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました報告につきまして、ご質問ご意見等ございます方はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。
小林委員	○今まで月末にやっていただきて、これで決まりということであれば仕方がないことですが、この日程であれば仕事の関係上、出られません。月初になった何か理由あるのでしょうか。
事務局	<p>○月末のご希望ということはお聞きしており、なるべく月末になるよう調整はさせてもらっていましたが、しかし、パブリックコメントや議会報告等を踏まえると日程のスケジュール、会場の都合もあり、このような日程となっています。</p> <p>事前に説明等、また資料の提供等はさせていただきますので、この日程で開催させていただきたいと考えております。</p>
小林委員	○欠席させていただきます。資料、どうぞよろしくお願いします。
委員長	○その他、ご質問ご意見等ございます方はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。
事務局	○一点すいません。先ほど「障害」の「害」の字の件ですが、第6期の計画と同じように、「害」の表記について統一的に用いますということで、ここに記載させていただくご了承をいただくということで、よろしいでしょうか。
小林委員	○それについて、私も気になっていたんですけども、ご了承っていう

	のは、「障害」の「害」の字を、ひらがなではない「害」を使うということですか。
事務局	○計画においては、そのように表記させていただくということで、その説明の記載を計画上にさせていただくということです。
小林委員	○説明はどういったものでしたか。
事務局	○「本計画では、団体等の固有名詞を除き、『障害』の表記を統一的に用いています。これは障害者が日常生活または社会生活において受けたる制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする『社会モデル』の考え方を踏まえたものです。」ということで、現計画には載せさせていただいているので、この表記を次の計画にも表記させていただくということでした。
小林委員	○ちょっとわかりにくい説明ですけど、ひらがなの方がちょっと優しい感じはします。 精神障がい者「むつみ会」も、ひらがなの「がい」に変えました。以前はこの「害」を使っていましたが、皆さんの統一見解であれば、もちろん異論はないです。
斎藤委員長	○小林委員がおっしゃる通り、非常に議論があるところです。今ご説明された「社会モデル」というのは、その道の専門の職員の人にはよく分かるかもしれません。しかし、なかなか市民の方に、この「害」を使う理由については、今のご説明はわかりにくいかなという感じがします。 その人の障害というもののだけではなく、社会全般の障害、環境も含めた障害であるという「社会モデル」というものに理念が変わってきてはいます。 国際的な機構でもそういった考え方になってますが、一般の皆さんに定着しづらいということがあります。その辺を並行して、この計画とは別に、何らかの啓発活動みたいなものを行政として取り組んでいただくと、市民の方も理解いただけるのではないかでしょうか。 引き続き、「害」という文字については、印象としてあまり良くないというのは確かだと思いますので、引き続き議論していくことも含め、現在は国の法律がそもそもこの漢字になっているので、それに合わせるということが一応無難ではありますが、一方でこういった不満もあるということも踏まえ、計画とは別で何かしていただくと、よろしいかなと思います。
事務局	○委員の皆様方の貴重なご意見本当にありがとうございました。先ほども議論をしていただきました「害」の表記について、委員長の方からご指摘をいただいた中で継続的に考えていく必要があると思っています。 計画を策定していく中で、「害」の字の使い方については、基本的に

	<p>は事務局から説明させていただいた内容で進めさせていただければと思ております。</p> <p>ただ啓発という部分ですと、市民の皆様にわかりやすく馴染みやすいような取り組みもしていく必要があるとご意見をいただいた中で、感じ取ることができました。</p> <p>本日会の中で、長々と説明があり、聞き取りづらい部分もあったと思いますが、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>今年度この計画を作っていくにあたりまして、今現在皆様方にお示しできるところまでの資料をご提供させていただきましたが、次回の11月につきましては、サービスの見込量、確保策等、計画の核となる部分になってくると考えております。</p> <p>できる限り皆様方に事前に資料をお渡しをさせていただきながら、この数字でいいのかということも含めて、当事者団体の皆様方にもご意見をいただきたいと思っております。ぜひご協力をよろしくお願ひいたします。</p>
斎藤委員長	○その他、事務局から何かありますか。また、ご質問ご意見等ございます方はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。
細井委員	<p>○この計画とはかけ離れてしまうかもしれないんですが、先ほどお話が出ましたグループホームの人材等、数字を上げていくとなると、今全国的に話題になっている民間のグループホーム、生活介護とともに経営されていますが、そういった豊川にもその事業所が経営しているグループホームがあると思います。対策というかそういった事業所に対して行政の方からは何かアプローチはされているのでしょうか。</p> <p>実際利用されている方が、もしこのグループホームが経営できなくなってしまったら、利用されている方が出されてしまった時に困らないのか、他にも民間の経営している事業所には不安があるということは聞きます。</p> <p>そういうことに対する対策は、行政の方では何かしていただけているのかなと思いました、計画とはずれてしまうかもしれないですが、数字の目標だけを上げるとなると、数字だけ上げたことによって質が悪くなってしまうと、利用している利用する側としては不安があるので、お聞きしたいです。</p>
事務局	<p>○グループホームにつきましては、豊川のいいところとしては、グループホームや障害のある方に関わる支援者と距離が近い位置で行政が動くことができているかなと思っています。これは今後も続けていきたいなと思っています。</p> <p>そのため、色々な情報が入ってきております。</p> <p>グループホームは特に、その障害のある方の第2のお家だなというふうに思っています。そこで生活をされています。</p> <p>今、細井委員が言われるように経営が回らなくなっていくと、その方々がどうなるのかというところを、まず心配するというところはあ</p>

	<p>ります。私どもでは、サービスそれぞれの役割で支援していただきたいということは念頭に入れた上で、業務をさせていただいているつもりであります。</p> <p>特に、今おっしゃられました法人様につきましては、直々にお電話をしまして、市役所まで来ていただいております。</p> <p>これはだいぶ前の話になります。約2年前ぐらいの話になりますけれども、情報が入ってきておりまますので、現在どうなのかという確認をまず、振らせていただき、ご発言をいただいています。</p> <p>法人によってまちまちではありますけれども、まず豊川を良くしてくれということをお願いしています。その後、人は代わってはいますが、職員の定着というところでは、だんだんと進んできています。</p> <p>また、支援につきましても、一方通行ではなく、支援の幅を広げるような取組と、一貫性を持つ、情報を職員の中で共有する、支援にばらつきがないようにというところは、それなりのポストにそれなりの経験のある方が来て、実際にを行っていただいているかなと自覚しております。</p> <p>この取組を形骸化させてはならない、継続して続けなければいけないというふうに思っておりますので、先ほど協議会のくだりのところでは、地域の課題の抽出というところもありましたが、それは続けていきながら、支援者、当事者団体の方から今回ヒアリングという形で、かなりお時間いただきましたけれども、情報交換していく中で、私達も気づきを与えていただきながら動けるという機会が十分にあると思っていますが、これからも継続させていただきたいなというふうに思っております。</p>
事務局	<p>○補足で、当該法人については、毎日報道が出ていて、ご心配されているのかなど察するところです。</p> <p>状況としては、今、愛知県が色々と調査をしている段階です。</p> <p>国からの指示があり、県が調査をしているということで、我々豊川市役所として、これから報告を受けてからの状況になります。</p> <p>今この一連のお話については、その報告をまず待って、県が調べているのを取りまとめたものをいただくっていうところの状況であります。</p> <p>ただ、先ほどご発言していただいた通り、やはり貴重な社会資源であるのは間違いないく、何とか適切に運営ができるような形にしていただきたいので、どういう形でどういう風にお話ができるかということを、これから考えていく必要があります。</p> <p>できる限り、豊川市役所として、官公庁としての役割を果たせるようにしたいと思っておりますので、ぜひ、ご協力いただく部分もあるかもしれません、そういう意味でよろしくお願ひします。</p>
斎藤委員長	○私も福祉事業者の立場ですが、特に豊川市役所は、事業所指導であるとか、役職員に向けた様々な研修というものをいろいろ紹介してい

	<p>ただき、企画していただいている。</p> <p>これは社会福祉協議会の方も同じように、社会福祉事業者側として、質を上げていこうという取組をしています。</p> <p>一部どうしても、そういったところで走ってしまうところもありますので、それは私ども福祉事業者の横のつながり、そういったものでなんとかけん制していきたいなと思っております。</p> <p>この福祉計画でもありますように、提供体制というものは、さらに充実していくということで、具体的なものについて市を中心にやっていただきたいと思います。</p> <p>あまり福祉事業にあまり良いニュースがなく、悪いニュースばかりなので、何とか名譽挽回していきたいなと思っております。</p>
斎藤委員長	<p>○それでは以上で本日の日程は全て終了をいたしました。</p> <p>長時間にわたりありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。</p>